

やまなし子育て支援プラン後期計画
(案)

平成 22 年 3 月

山 梨 県

目次

はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成と期間	2
4 計画の進行管理	2
5 計画の推進体制	2
第1章 総論	
第1節 子育て環境の変化	3
(1) 少子化の動向	3
(2) 前期計画からの子育てを取り巻く環境の変化	7
第2節 前期計画の進捗状況	11
第3節 後期計画における課題	11
(1) 前期計画の検証からの課題	11
(2) 市町村ニーズ調査結果	12
(3) 県政モニターアンケート調査結果	15
(4) 子育て関係者からの意見聴取結果 (県政ひざづめ談話、女性の知恵委員会等)	15
(5) 後期計画における国から示された新たな課題	15
第4節 基本的な考え方	17
(1) 基本理念	17
(2) 基本的な視点	18
(3) 施策体系と重点プロジェクト	18
第2章 各論	
第1節 地域における子育ての支援	20
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	20
(2) 子育てにかかる負担の軽減	22
ア 不安感の解消	22
イ 子育て家庭の孤立化の解消	24
ウ 経済的負担の軽減	26
(3) 児童の健全育成	28
第2節 保育サービスの充実	30
(1) 保育の充実	30
(2) 保育の質の向上	32
※山梨県版 保育所における質の向上のためのアクションプログラム	33
第3節 親と子の健康の確保及び増進	35
(1) 母と子の健康づくり	35
(2) 周産期医療・小児医療等の充実	37
(3) 思春期における健康づくり	39
(4) 不妊治療に対する支援	41
(5) 食育の推進	42
第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	44
(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進	44
(2) 確かな学力の定着・向上	46
(3) 豊かな心の育成	47
(4) 幼児教育の充実	49
(5) 家庭・地域の教育力の充実	51
(6) スポーツ・健康教育の充実	52
(7) 青少年を取り巻く環境の整備	53
第5節 仕事と子育てを両立するための支援	55
(1) 仕事と生活の調和の推進	55
(2) 男性の子育ての促進	57
(3) 企業に対する支援	58
第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	59
(1) 児童虐待の予防と早期発見	59
(2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護	61
(3) 社会的養護体制の充実	62
ア 家庭的養護の推進	62
イ 施設機能の見直し	64
ウ 家庭支援機能の強化	65
エ 子どもの権利擁護の強化	66
(4) 児童の自立支援	67
(5) ひとり親家庭への支援	69
(6) 障害児等への支援・特別支援教育の充実	71
第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり	73
(1) 子育てにやさしい環境づくり	73
(2) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備	75
(3) 交通安全の推進	77
第8節 数値目標等	78
第3章 重点プロジェクト	
重点プロジェクト1「みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト」	81
重点プロジェクト2「届け！安心子育て情報発信プロジェクト」	83
重点プロジェクト3「すべての児童への支援推進プロジェクト」	85

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成元年の合計特殊出生率が、「ひのえうま」という特殊要因により、それまで過去最低であった昭和41年の1.58を下回った、いわゆる「1.57ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての取り組みが始まりました。

平成6年、国が「エンゼルプラン」を策定したことを受け、本県においても平成9年3月に児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」を策定し、取り組みを進めてきましたが、少子化の流れに歯止めをかけられませんでした。

このため、「仕事と子育ての両立（いわゆる保育サービスの充実）」が中心であった従来の取り組みに加え、男性も含めた働き方の見直しや地域における子育て支援などの対策を推進し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法第9条の規定に基づいて、本県においても平成17年2月に「やまなし子育て支援プラン」を策定し子育て支援施策を計画的に推進してきました。

しかし、県・市町村・企業の子育て支援の取り組みにもかかわらず、依然として出生児数が減少するとともに、合計特殊出生率も横這いの状況となっており、少子化が食い止められない状況となっています。

このような状況を踏まえ、「やまなし子育て支援プラン」について見直しを行い、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、子どもたちの健やかな成長に関わり、社会全体で子どもや子育て家庭を支援するため、「やまなし子育て支援プラン後期計画」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、本県の県政運営の基本指針である「チャレンジ山梨行動計画」に基づくとともに、子育て支援のための具体的な施策の方向を示した、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく法定計画です。

3 計画の構成と期間

この計画は、「総論」、「各論」、「重点プロジェクト」の3つの章で構成しています。

総論では、少子化の動向、子育てを取り巻く環境や前期計画の検証を踏まえ、次世代育成支援のための基本理念と基本方針を示しています。

各論では、施策を7つの体系に区分し、現状と課題、施策の方向とともに、取り組むべき具体的な施策と実施年度及び数値目標を示しています。

重点プロジェクトでは、計画期間中に重点的に本県独自の取り組みを進める施策・事業群を示しています。

また、この計画の期間は、平成22年度を初年度、平成26年度を目標年度とした5か年となっています。

4 計画の進行管理

この計画をより実効性のあるものとするため、施策・事業については、適切な進行管理を行い、次世代育成支援対策法に基づき毎年度実施状況を公表します。

また、子育て支援サービスについては、利用者の視点に立った指標等により、点検・評価を実施することにより、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを確立し実効性の確保を図ります。

5 計画の推進体制

この計画の施策・事業は、県関係部局で構成する山梨県少子化対策推進本部を中心として全庁的に推進します。

また、企業や子育て支援団体、関係行政機関等で構成する「やまなし子育て支援プラン推進協議会」において、計画の施策・事業の実施に関して意見を聴くなど、計画の着実な推進を図っていきます。

第1章 総論

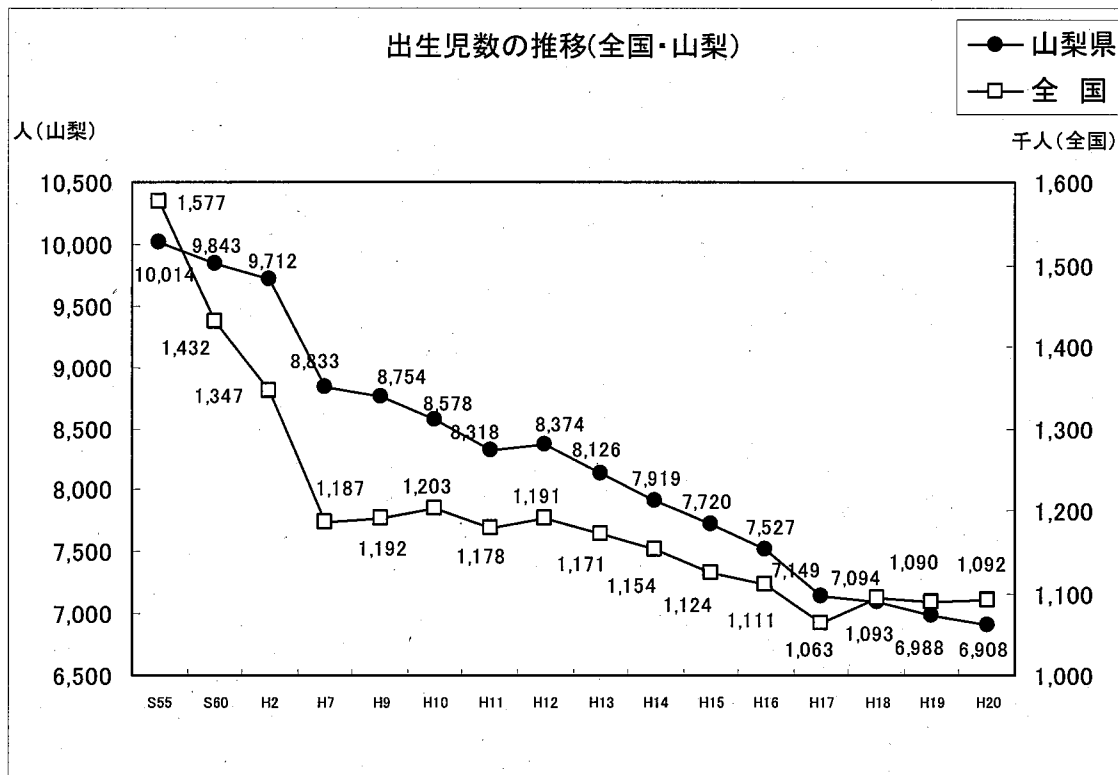
第1節 子育て環境の変化

(1) 少子化の動向

○出生児数と出生率

- ・ 全国の出生児数は、平成17年に1,062,530人と大きく減少しましたが、平成18年、1,092,674人に増加してからは、平成20年、1,091,150人と年間約109万人で推移しています。

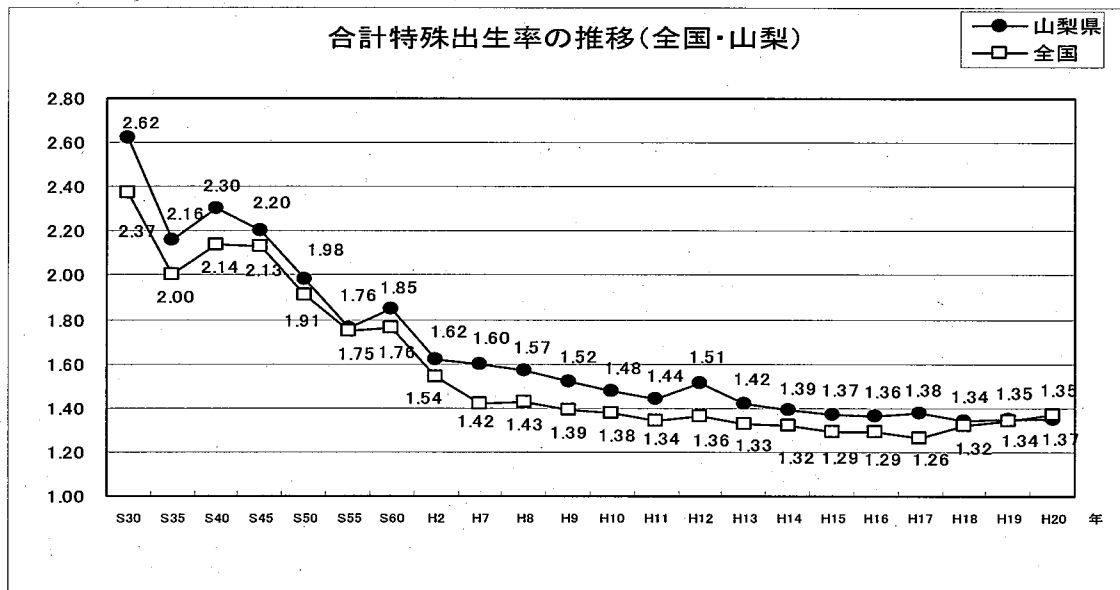
それに対して、本県の出生児数は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾向が続き、平成20年は6,908人となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- ・ 全国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と大きく低下しましたが、平成18年に6年ぶりに上昇してからは3年連続で上昇し、平成20年は1.37でした。

それに対して、本県の合計特殊出生率は、平成12年、平成17年と前年を上回った年もありましたが、横這い・減少傾向が続いており、平成20年は1.35と初めて全国を下回りました。



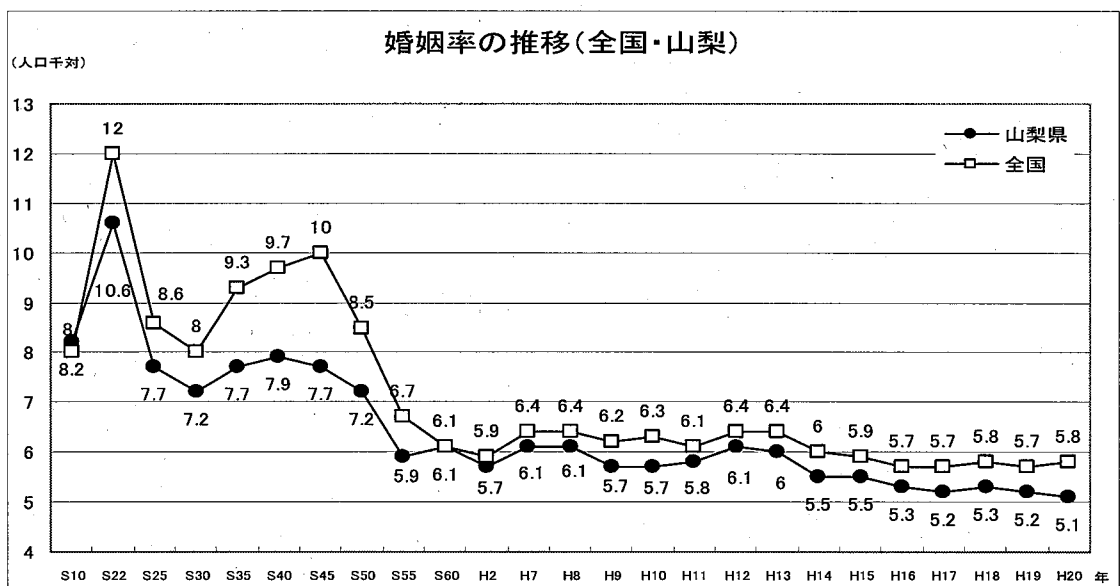
資料：厚生労働省「人口動態統計」

○婚姻率の低下

平成20年の全国における婚姻率は、人口千人に対して5.8と平成16年から、ほぼ横這いの状況となっています。

それに対して、平成20年の本県における婚姻率は、人口千人に対して5.1となり、急激な落ち込みではないものの、過去最低となりました。

「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」や経済的な問題等を理由として、「結婚するつもりがない・できない」と答える人の増加を背景に、婚姻率が低下しており、少子化の要因の一つとなっています。



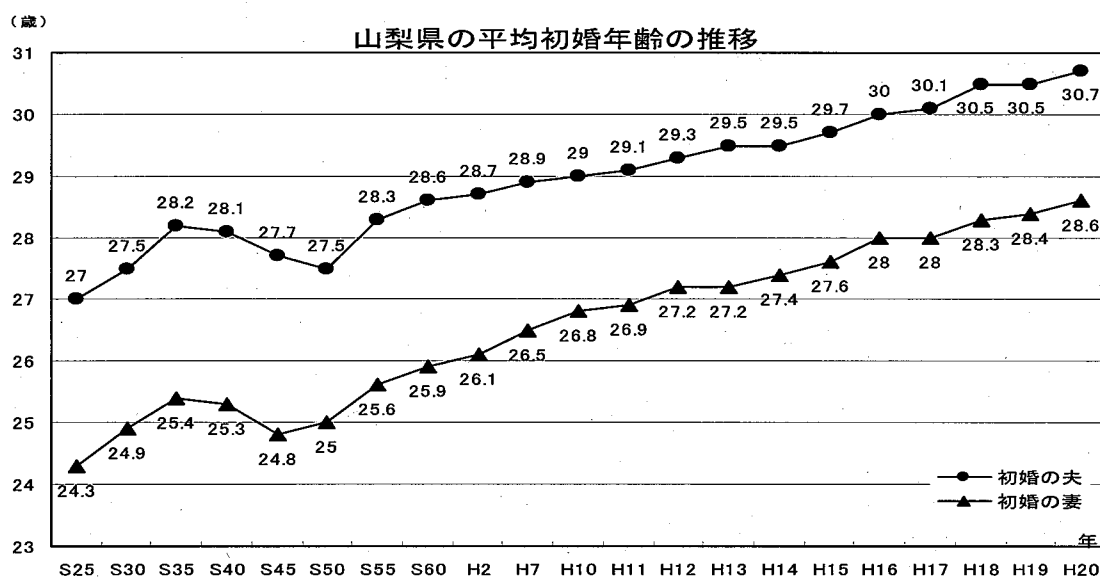
資料：厚生労働省「人口動態統計」

○晩婚化の進行

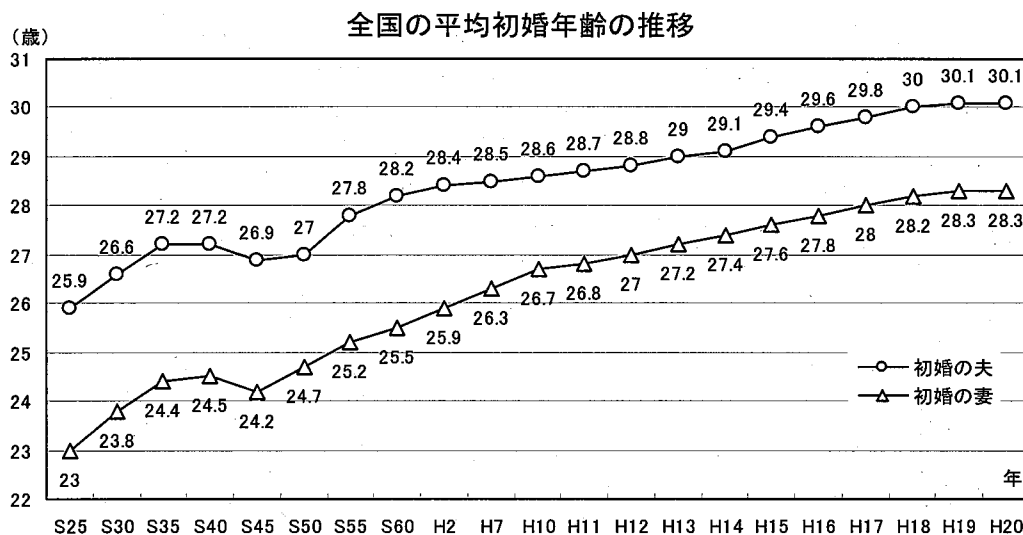
本県の平均初婚年齢は、男女ともに年々上昇しており、平成20年において男性は30.7歳、女性は28.6歳となっています。

平成20年の全国における平均初婚年齢である男性30.1歳、女性28.3歳と比較しても、男性0.6ポイント、女性0.3ポイント、本県の方が高くなっています。

仕事を持つ女性が増えて女性の経済力が向上したことや男女ともに独身生活の方が自由だという理由から晩婚化が進行しており、少子化の要因の一つとなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

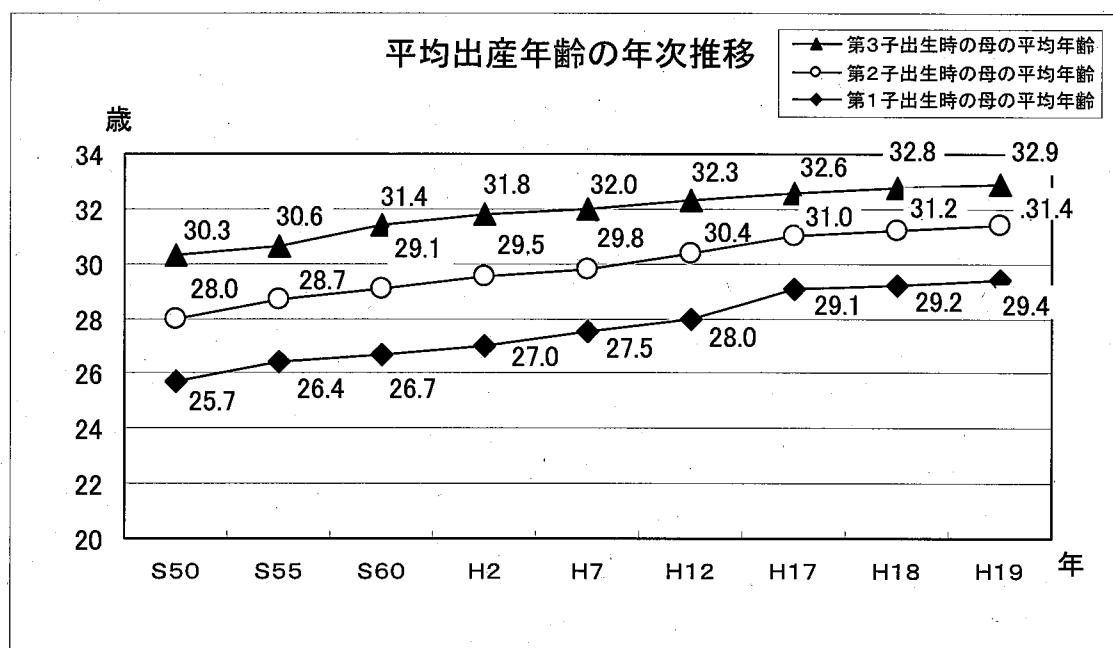


資料：厚生労働省「人口動態統計」

○平均出産年齢の上昇等

全国の平均出産時年齢は、平成12年には第1子が28.0歳であったものが、平成19年には29.4歳と1.4歳、第2子が30.4歳であったものが31.4歳と1.0歳、第3子が32.3歳であったものが32.9歳と0.6歳上昇しています。

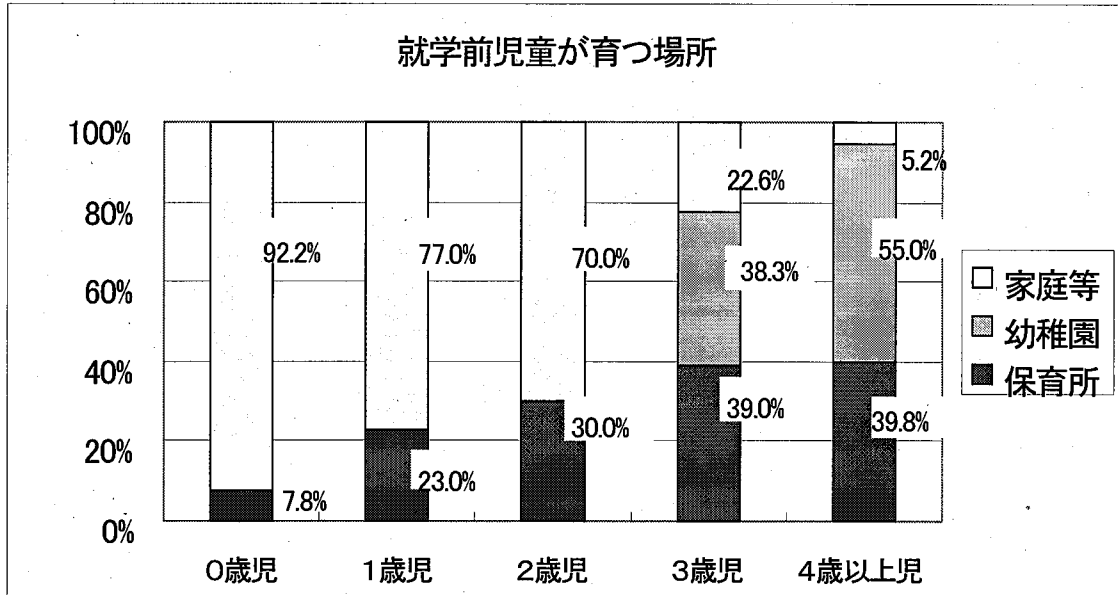
晩婚化の進行により、平均出産時年齢が上昇するとともに、出産間隔が短くなってきており、乳幼児の子育て中に第2子以降を出産するケースが増えるので、安心して出産できるよう、子育て中の乳幼児の保育を支援する体制の整備が重要です。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

○就学前児童が育つ場所

平成19年の全国において就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、3歳児の約80%、4歳以上児の約95%が、保育所又は幼稚園に入所しているの
に比べ、3歳未満児で保育所に入所している割合は、0歳児7.8%、1歳児23.0%、
2歳児30.0%となっており、3歳未満児への保育サービスの充実や3歳未満児を育
てている家庭に対する支援が必要となっています。



資料：厚生労働省作成資料

就学前児童数：平成18年人口推計年報(H18.10.1現在) 幼稚園就園児童数：学校基本調査(速報)(H19.5.1現在)

保育所利用児童数：福祉行政報告例(概数)(H19.4.1現在)

(2) 前期計画からの子育てを取り巻く環境の変化

○国の動向

「やまなし子育て支援プラン」を策定した平成17年2月以降、国の少子化社会
対策会議等により、次のような決定等がされました。

- 平成18年6月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」
の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に
応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等
の推進に重点をおいた「新しい少子化対策について」が決定されました。
- 平成19年12月、少子化社会対策会議において、就労と結婚・出産・子育ての
二者択一構造の解消のため、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和の実現」
と「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援す
る枠組み(社会的基盤)の構築を車の両輪とした、「子どもと家族を応援する日

本」重点戦略が策定されました。

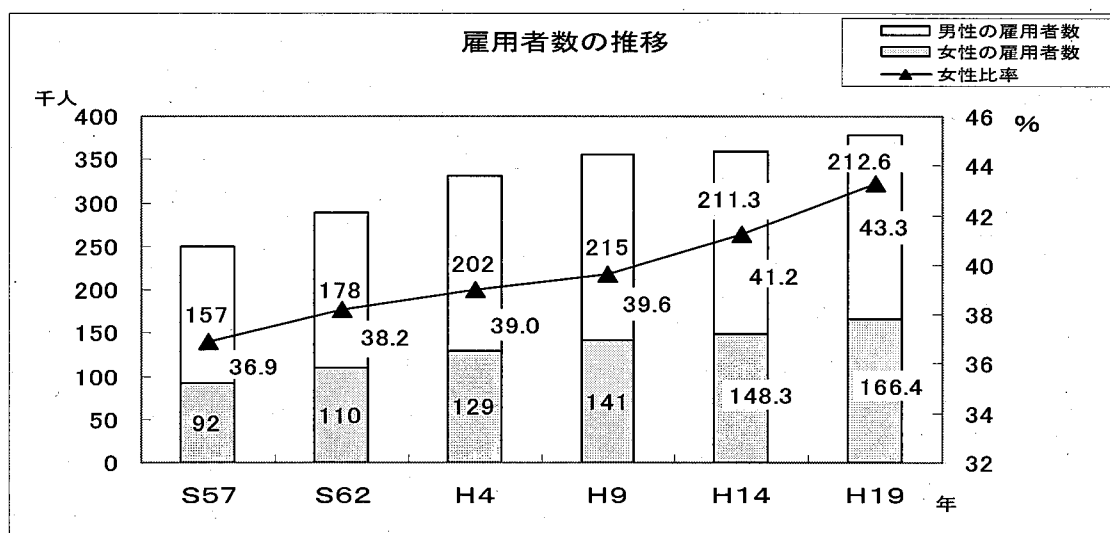
- ・ 平成20年2月、厚生労働省は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことのできる社会を目指し、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表しました。
- ・ 平成20年4月1日から、児童虐待件数の増加等の状況を踏まえ、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童の安全確認の立入調査の義務化等が行われました。
- ・ 平成21年12月、政府は、中学校修了までの子ども1人当たり月額13,000円の子ども手当の創設（子ども手当の一部として、児童手当を支給）を閣議決定しました。（平成23年分から所得税の扶養控除の一部等が見直されることとなります。）

また、文部科学省は、国公立高校生のある世帯は授業料を無料とするとともに、私立高校生等には授業料について一定額を助成し、教育費負担の軽減を図る予算を要求しました。

- ・ 平成22年1月、政府は、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のため、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」「少子化対策から子ども・子育て支援へ」などを掲げ、子どもと子育てを応援する「子ども・子育てビジョン」を策定しました。

○女性雇用者数の推移

平成19年の本県の雇用者数約38万人のうち、約17万人、43.3%が女性雇用者で、雇用者数・比率とも年々増えてきています。女性が就労しながら出産・子育てを安心してできる環境の整備が必要となっています。

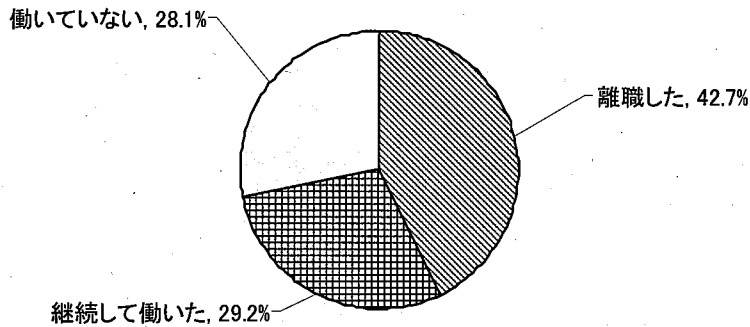


資料：就業構造基本調査

○出産前後の就業の状況

就学前の児童をもつ母親に、出産前後に仕事を継続したかどうかを聞いたところ、42.7%の母親が仕事を継続せずに離職したとの回答がありました。

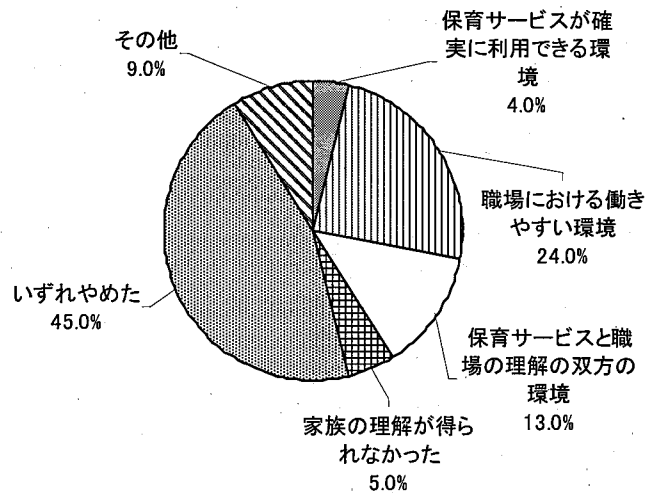
出産前後に仕事を離職したか



資料：平成20年度市町村住民ニーズ調査結果

出産前後に離職した母親に、どのような状況であれば仕事を継続したか聞いたところ、保育サービスが確実に利用でき、職場の理解・働きやすい環境があれば仕事を継続した人が、41.0%いました。

離職した人はどのような状況であれば継続したのか



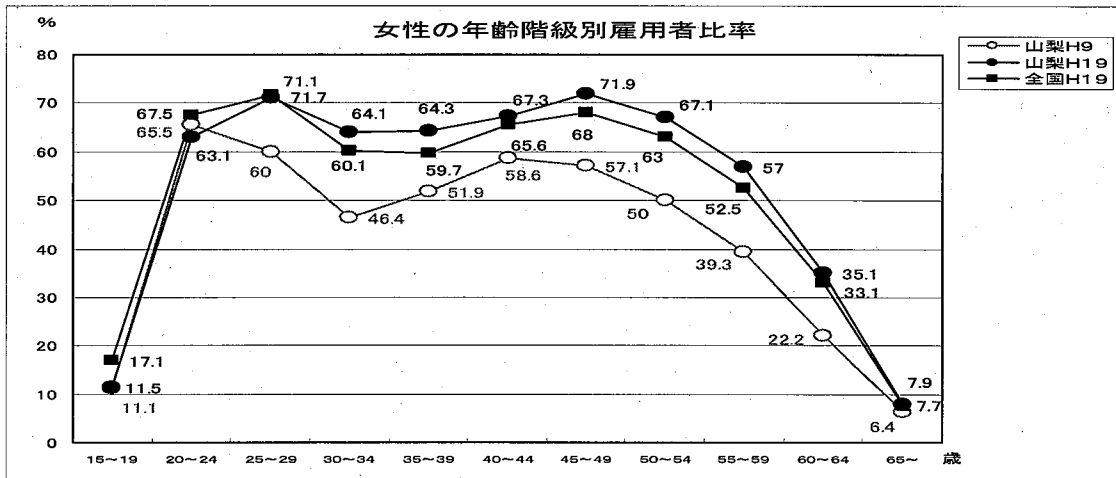
資料：平成20年度市町村住民ニーズ調査結果

○女性の年齢階級別雇用者比率

平成19年の本県における女性の年齢階級別雇用者比率を見ると、平成9年の比率と比較し、各年齢階級で雇用者比率が高まっています。

また、全国と比較して、30歳台以降の落ち込みは少なくなっていますが、全国と同様に、結婚・出産・子育てに伴う離職を要因とするM字カーブを描いています。

就労と結婚・出産・子育てとの二者択一構造の解消のため、仕事と生活の調和の実現に取り組む必要があります。

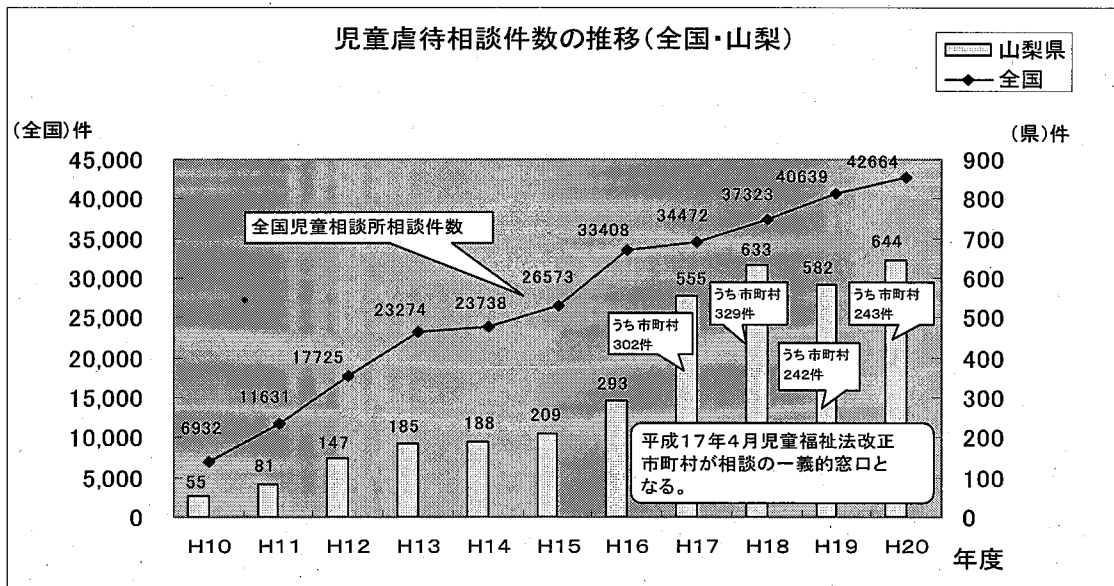


資料：総務省「就業構造基本調査」

○児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、平成20年度には、全国の児童相談所に寄せられた相談件数が42,662件、県内の相談件数が644件と増加傾向が続いています。

社会的養護や心に問題を抱える子どもたちへの支援が必要です。



資料：中央児童相談所調べ

第2節 前期計画の進捗状況

前期計画では、8つの施策体系に289事業を掲載するとともに、このうち98事業に平成21年度を最終年度とした数値目標を設定し進行管理をしてきました。

計画第4年次である平成20年度の達成状況は、以下のとおりです。

施策体系別(全体)	数値目標 設定事業 a	目標達成事業 (80%以上達成) b	達成事業割合 (b/a)
1 多様な保育ニーズへの対応	16	2	12.5%
2 子育てにかかる負担感の軽減	4	1	25.0%
3 次代を担う子供たちの健全育成	22	11	50.0%
4 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	14	11	78.6%
5 親子の健康増進と小児医療の充実	4	3	75.0%
6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	22	16	72.7%
7 仕事と子育てを両立するための支援	2	1	50.0%
8 子育てを安全安心にできる環境づくり	14	10	71.4%
計	98	55	56.1%

資料：前期計画の数値目標進捗状況 (H20)

第3節 後期計画における課題

(1) 前期計画の検証からの課題

- ・ 前期計画では、平成20年度末において過半数の事業が予定以上の進捗率となっているものの制度の変更などにより、予定どおりの進捗率に達していない事業もありました。
- ・ 放課後児童クラブのように、数値目標は達成されたものの、当初目標を超える住民ニーズがあり、サービス提供量が不足しているケースも見受けられました。
地域における子育て支援に対するニーズを利用者の視点から的確に把握し、必要な保育サービス提供体制の整備を図る必要があります。
- ・ 夜間保育や休日保育などの特別保育サービスは、地域によっては、サービス提供を開始したが利用者が少なく、サービスの廃止に至ったケースもありました。
各地域ごとの子育て支援に対するニーズを正確に把握することが必要です。

- ・ 延長保育は、子育て中の女性が就業を継続していくために欠かせないサービスです。

制度の周知とともに、民間保育所の78%が延長保育を行っているのに対して、42%と取り組みが少ない公立保育所における延長保育の充実を図っていく必要があります。

- ・ 数値目標の設定にあたっては、住民ニーズを精査する中で、子育て支援に直結した項目について適切に設定する必要があります。
- ・ 地域子育て支援センターや子育て支援を主たる活動目的とするNPO法人、子育て支援団体等のネットワークを構築し、そのなかで情報交換や研修・学習会を開催することで、情報の共有化や地域格差の解消を図り、山梨全体の子育て支援の質の向上を図る必要があります。
- ・ 児童虐待やDVなど家庭内の問題が深刻化するとともに地域の養育力の低下が進行し、子どもの数が減少する一方で、社会的養護を必要とする児童や心に問題を抱える児童が増加しており、きめ細かな支援体制の整備が必要です。
- ・ 待機児童の人数や各種保育ニーズの利用状況などを的確に把握し、利用者の視点に立った指標等を設定し、点検・評価する必要があります。

(2) 市町村ニーズ調査結果

平成20年度、県内の各市町村が行った小学校就学児童・就学前児童をもつ保護者の子育てに関するニーズ調査結果を集計したところ、次のとおりの結果でした。

- ・ 就学前児童をもつ母親の就業率は59%と過半数を超えているとともに、現在未就業の母親のうち、92%が現在又は将来的に就労希望を持っていました。

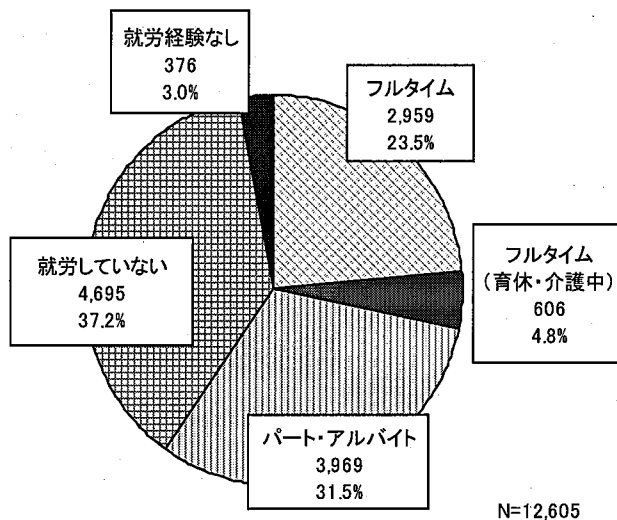
母親の就労希望をかなえるためには、母親への就労援助と仕事と子育ての両立のための一層の支援が必要です。

- ・ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等は、利用率は低いものの利用希望は高くなっています。

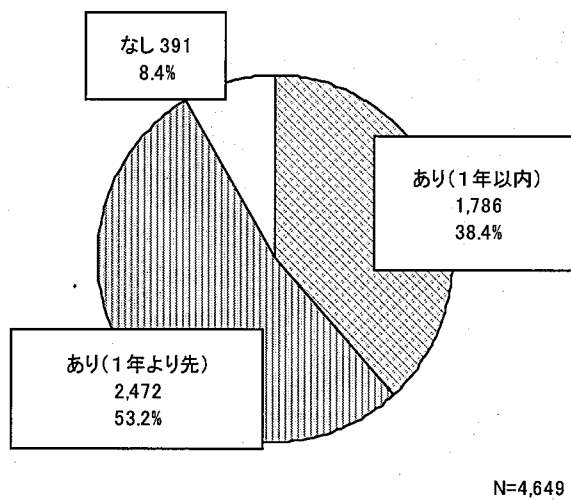
今後、事業の周知と活用の促進を図るとともに施設の充実を図っていく必要があります。

- ・ 子育て中の家庭が行政に望むことの上位は、次のとおりでした。
 - ア 児童館や公園などの増設や拡充 (22.6%)
 - イ 周産期医療や小児救急医療など医療体制の充実 (20.0%)
 - ウ 保育所や幼稚園等にかかる費用負担の軽減 (11.2%)
 - エ 医療費の助成や各種手当の充実 (9.7%)

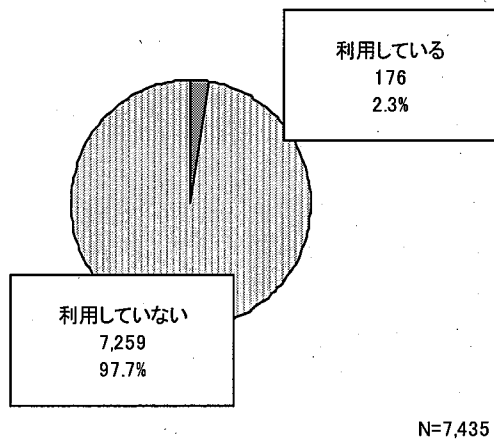
母親の就労状況



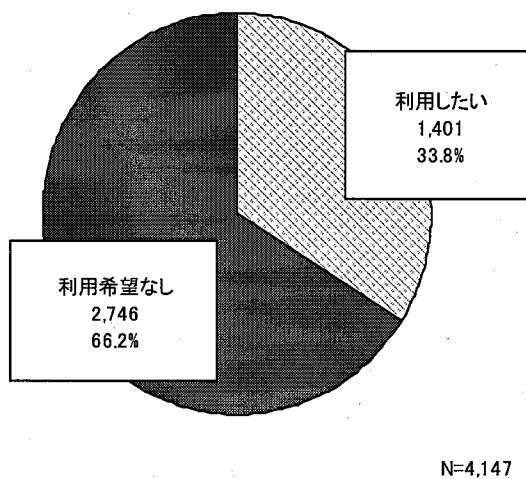
母親の就労希望



ファミリーサポートセンターの利用

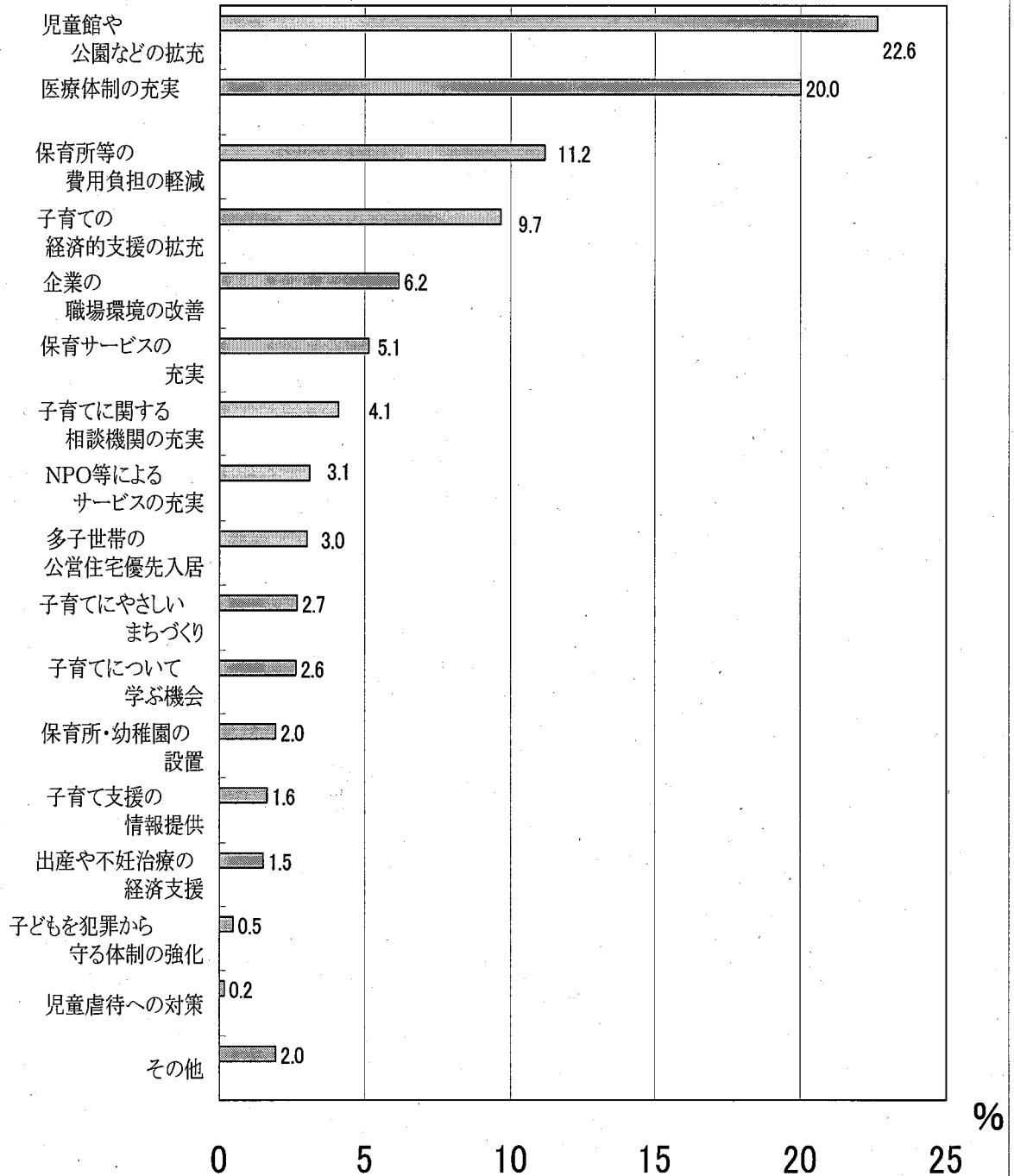


ファミリーサポートセンター利用希望



※ 市町村ニーズ調査結果は、別冊資料集参照

行政に対して期待すること、望むこと



※ 市町村ニーズ調査結果は、別冊資料集参照

(3) 県政モニターアンケート調査結果

平成21年1月、県政モニター（20歳以上の男女）を対象に子育てに関するアンケート調査を行った結果、以下のようなことが重要であるとの意見が多く寄せられました。

- ・「休日や夜間における小児救急患者への医療体制の充実」
- ・「通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備」
- ・「幼稚園・保育園や小・中学校、地域における交通安全教室の充実」
- ・「いじめ、暴力、少年非行等の問題行動や不登校等に対応する相談体制の強化」

※ 県政モニターアンケート調査結果は、別冊資料集参照

(4) 子育て関係者からの意見聴取結果（県政ひざづめ談議、女性の知恵委員会等）

- ・ 児童館や地域子育て支援センターなどを、他の市町村の親子でも利用できるようにならないか。
- ・ 家庭で0歳から3歳児の子育てをしている親（専業主婦等）は、公的支援が受けづらいつともに、核家族化の進行により相談相手も無く、子育てに関する不安感や孤独感が強い。家庭で子育てをする親への支援が必要。
- ・ 家庭に閉じこもっている母親へ、健診等の機会を利用し、子育て情報を提供する等の取り組みが有効ではないか。
- ・ 父親が子育てに主体的に参加できる社会づくりを進める必要がある。
- ・ 身近な地域の子育て情報が入手できる仕組みづくりとともに、子育て情報の双方向での受発信、リアルタイムで掲載できるシステムが望ましい。

(5) 後期計画において国から示された新たな課題

- ・ 仕事と生活の調和の実現

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取り組みについては、国、地方公共団体及び企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要です。

- ・ 児童養護施設や里親への委託など社会的養護体制の整備

次世代育成支援対策は、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等を受けた子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに充

実を図り、家庭的な養護の推進・自立支援策の強化という観点も踏まえ取り組みを進める必要があります。

- ・ 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

後期計画においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても点検・評価するとともに、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていく必要があります。

第4節 基本的な考え方

(1) 基本理念

少子化の進行は、単純な人口規模の縮小だけではなく労働力人口の減少をもたらし、経済の持続的発展を阻害する将来に向けての大きな問題です。少子化の進行を食い止めるためには、女性が安心して結婚・出産ができるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会をつくる必要があります。

現在の少子化進行の背景には、父親が子育てに時間をかけられないなどにより、仕事と子育ての両立が困難であることから、女性が仕事と結婚・出産・子育ての二者択一を迫られる状況となっていることがあります。

女性が安心して結婚・出産をし、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるよう、子育て期における多様できめ細かな保育サービスや子育てしやすい労働環境づくりを進めていく必要があります。

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化により、保護者が子育てに不安感を持ったり、孤立化するケースが問題となっています。

本県の特徴である子育てに適した豊かな自然や地域団体・NPO法人等の活発な地域活動を生かしながら、誰もが気軽に利用でき、必要な情報の提供を受けたり、相談したり、交流を図ることのできるサービスを充実させていく必要があります。

児童虐待などの増加により、社会的養護を必要とする子どもや心に問題を抱える子どもが増え、その背景も多様化しています。

すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生子防から早期発見・早期対応や治療、保護・支援に至るまでの切れ目ない継続的な支援をしていく必要があります。

子育てを支援していくためには、子どもは社会全体の希望であることを認識し、県民が一体となって取り組む必要があります。現在、地域で活動する子育て支援団体・サークルの活性化を促進するとともに、企業・地域・団体などが協働した子育て支援を推進していく必要があります。

「暮らしやすさ日本一」を目指し、誰もがいきいきと安心して暮らせ、「子育てするなら山梨県」と言えるよう、県民一体となった取り組みの中で、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の実現を目指していきます。

(2) 基本的な視点

① 子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

結婚や子育てに関する県民の希望を実現させるためには、仕事と生活の調和を図ることが重要であるとの視点に立ち、子育て期における多様な保育サービスの充実を図るとともに、県民や企業の意識の変革を促します。

② 山梨ならではの子育ての推進

誰もがいきいきと安心して暮らしていける山梨ならではの子育て支援を更に発展させることが重要であるとの視点に立ち、子育てに適した豊かな自然を活用した子育て支援を推進するとともに、愛育会やNPO法人などの活動を生かした子育て支援を推進します。

③ 社会的養護や心に問題を抱える子どもたちへの支援

社会的養護を必要とする子どもや心に問題を抱える子どもが増え、社会的養護体制の整備や子どもの心に関する対策を総合的に進めることが重要であるとの視点に立ち、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化及び施設機能の見直しや充実を図るとともに、医療・福祉・教育関係機関の連携強化や関係者への研修、相談機関や診療機関のあり方の検討など体制づくりを推進します。

④ 多様な主体の参画、協働の推進

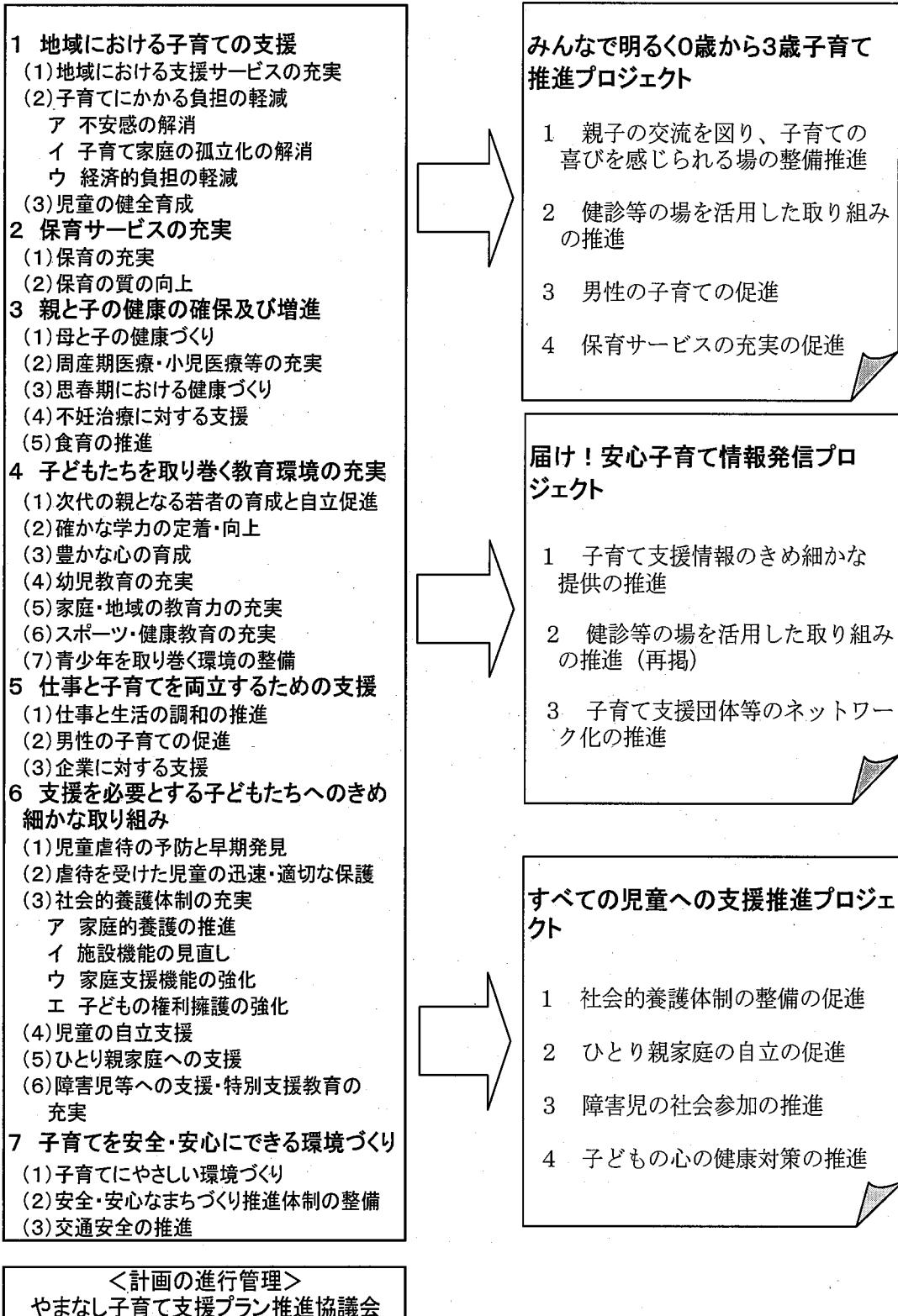
社会全体の運動として、子育て支援を推進していくことが重要であるとの視点に立ち、地域で活動する子育て支援団体への支援や企業・地域・団体などが協働した子育て支援を推進します。

(3) 施策体系と重点プロジェクト

基本理念の実現を図るため、施策を7つの体系として整理しました。

また、前期計画の検証や県民ニーズ、社会情勢の変化などを踏まえ、特に重点的に取り組む必要がある課題に対応していくために、「みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト」「届け！安心子育て情報発信プロジェクト」「すべての児童への支援推進プロジェクト」の3つを重点プロジェクトとして取り組んでいきます。

施策体系と重点プロジェクト



第2章 各論

第1節 地域における子育ての支援

子育て中の親が安心して子育てに取り組むことができ、また安心して仕事を継続できるように、地域における様々な子育て支援サービスの更なる充実を図ります。

核家族化の進行などにより、一人で子育てについて不安を募らせることがないよう、子育て中の親の不安感や孤立化の解消、経済的負担の軽減を図ります。

また、地域における異年齢児との交流や体験活動を通じた児童の健全育成のための環境整備に取り組みます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- これまでの本県の待機児童数はゼロですが、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きたいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえたうえで、保護者からの多様なニーズに応じた保育体制の更なる整備充実を図る必要があります。
- 仕事と子育ての両立の観点から、保護者の傷病や冠婚葬祭などにより突発的に発生する緊急的・一時的な保育ニーズや、病氣中又は病氣の回復期にあり、集団保育が困難な児童などに対応する支援サービスの更なる充実が求められています。
- 核家族化の進行や共働き家庭の増加により、児童が放課後を安全で健やかに過ごせる居場所づくりを進めてきましたが、待機児童が発生するなど更なる充実が求められています。
- 子どもを育てやすい環境づくりを進めるため、育児の援助を受けたい人と支援を行いたい人を会員とし、その会員相互の援助活動を仲介するサービスの構築が進められました。今後とも、サービス内容の充実や新たな立ち上げを推進する必要があります。
- 児童に健全な遊び場を与え、その健康の増進や情操を豊かにする活動の拠点施設を整備し、児童の健全育成を図る必要があります。
- 家庭での0歳から3歳児の子育てにおける不安感や負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て中の親同士の交流を図るとともに、相談援助等を行う施設の整備が求められています。

施策の方向

- 地域における子育て支援の拠点として、必要な保育ニーズに対応した保育所の整備について施設面を含めて促進します。また、今後も増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取り組みを促進します。
- 保護者の緊急な事態等に対応するため、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児や病氣中又は病氣の回復期にあり、まだ安静等が必要なため集団保育が困難な児童、保育中に体調不良となった児童にそれぞれ対応する多様な子育て支援サービスを促進します。
- 保護者が仕事などのため、昼間家庭にいない低学年の児童を対象に、児童館や学校の余裕教室などを活用して、授業終了後、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブや放課後や週末などに小学校の余裕教室等を活用して地域の参画を得る中で、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等を行う放課後子ども教室の推進を図ります。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。
- 地域で会員同士が育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、その運営を支援します。
- 心身ともに健やかに成長できるよう、地域の遊び場であり活動拠点である児童館や児童センターの整備を支援します。
- 子育て中の親と子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供などを行う地域子育て支援拠点の整備を促進するとともに、職員研修等を行い、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
保育所施設及び設備の整備(再掲)	保育所の施設及び設備整備の促進							児童家庭課
通常保育の実施(3歳未満児)(再掲)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳未満児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
通常保育の実施(3歳以上児)(再掲)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳以上児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
一時預かり事業の実施	突発的に必要となる一時預かり事業の促進							児童家庭課
病児・病後児保育(病児対応型・病後児対応型)の実施	病氣中や病気の回復期にある児童の保育を病院や保育所等で行う取り組みの促進							児童家庭課
病児・病後児保育(体調不良児対応型)の実施	児童が保育中に体調不良となった場合、保育所で当日の緊急対応等を行う取り組みの促進							児童家庭課
児童養護施設等での児童の短期養育の実施(ショートステイ)	保護者の疾病等のため、家庭での養育が困難となった児童を短期間養育する事業の促進							児童家庭課
放課後児童クラブの整備促進	放課後児童クラブを整備する市町村等への助成							児童家庭課
放課後児童クラブの実施	放課後児童クラブを運営する市町村等への助成							児童家庭課
放課後子どもプラン推進事業	放課後や週末等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、地域の協力を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施							教・社会教育課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	地域で育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進							児童家庭課
児童館の整備促進(再掲)	児童館、児童センターを整備する市町村等への助成							児童家庭課
地域子育て支援拠点(児童館型)の設置	民営の児童館等において親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(センター型)の設置	育児不安解消のため相談指導などを行う場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点施設研修の実施	地域子育て支援拠点職員を対象とした研修会の実施							児童家庭課

(2) 子育てにかかる負担の軽減

ア 不安感の解消

現状と課題

- 家庭や地域における子育て機能が低下し、身近に子育てに関する相談ができる場が少ないため、子育てに不安を持つ親が増加しています。子育て相談総合窓口の設置など相談体制の整備を図ってきました。家庭で子育てをする親などの不安感の解消のために、更に相談窓口の周知や相談等機能の充実が必要となっています。
- 子育て情報の提供により子育て中の親の不安感の解消を図るため、育児に関する支援制度や関係機関、更には子育てサークルやイベント情報など子育て情報の質の充実が求められています。
- 0歳から3歳児を家庭で子育てする親の中には、核家族化の進行により相談相手も無く、自ら子育て情報の入手もせずに、子育ての不安感を抱き、孤立化する人もいます。そのような親の不安感や孤立化防止のための取り組みが必要です。

施策の方向

- あらゆる子育て相談に対応できるよう、子育て相談総合窓口の運営や子育て電話相談の実施とともに、各専門相談窓口との密接な連携に努め、相談窓口の周知を図り、親の子育ての悩みや疑問など様々なニーズに対応します。
- 専門的な子育て相談に応じられる子育て支援コーディネーターや子育てサポーターリーダーの活用を図ります。更に現代的な課題に対応できる実践的な家庭教育・子育て支援者の育成を図ります。
- インターネットを活用した子育てに関する多様な情報を提供するサイト等の充実を図ります。また、メールマガジンの配信や冊子の配布などによる情報提供を推進します。
- 地域における生活に密着した子育て情報を、健診の場を活用したり、家庭を訪問して手渡し説明することにより、情報を進んで入手しない親へも情報を届ける活動を推進し交流の場に導くなど、子育てに関する不安感の解消や孤立化の防止を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26		
子育て相談									
子育て相談総合窓口の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング ・子育て当事者や子育てサークルへの助言 ・情報提供 ・市町村窓口の支援 ・子育て中の母親等の育児不安や悩みに関する相談 ・臨床心理士によるカウンセリング 								児童家庭課 教・社会教育課
24時間電話相談	電話(児童応答システム)による24時間体制の子育て情報の提供								児童家庭課
ヤングテレフォン	少年の非行問題、困りごと、犯罪被害などの相談								警・少年課
小児救急電話相談(再掲)	小児救急に精通した看護師等による子どもの病気に関する電話相談								医務課
乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る								健康増進課
いじめ・不登校ホットライン(再掲)	専門の相談員による児童生徒や保護者のための電話による相談支援								教・総務課
子育て支援リーダー養成事業	子育て支援コーディネーターを始め、子育て支援を行っている活動者を対象に地域の家庭教育・子育て支援のリーダーとして活動できる人材を養成		☆						教・社会教育課
子育て支援情報の提供									
子育て支援ホームページ(やまなし子育てネット)	支援制度、遊び場やイベントなど子育てに関するあらゆる情報の提供	→	○						児童家庭課
やまなし子育てマガジン	利用登録者に対し、毎月子育て支援に関する情報をメール配信								児童家庭課
子育てハンドブックの作成配布	支援制度や相談窓口など子育てに必要な情報の提供								児童家庭課
幼児教育放送「子育て日記」	乳幼児及び小学校低学年を対象とした子育て情報の提供								教・社会教育課
家庭教育手帳の活用促進(再掲)	乳幼児から小中学校生までの子育てやしつけを解説したCD-ROMの配布								教・社会教育課
母子保健情報の提供(再掲)	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供								健康増進課
保護者等に対する情報提供(再掲)	子どもの病気やけがの発生予防、応急対応知識の普及のためのホームページなどによる情報の提供								医務課
食育ホームページ等による情報提供(再掲)	県ホームページに食育に関する様々な情報を掲載し、食育の推進を図る								消費者安全・食育推進課
犯罪等に対する情報提供(再掲)	子どもを被害者とする犯罪の防止のため、犯罪の手口等の情報を提供								警・生活安全企画課
地域密着子育て情報の提供の促進(安心子ども基金事業)	安心子ども基金を活用した地域密着の情報誌の作成、健診時における配布を通じた孤立化の防止を図る市町村への助成		☆						児童家庭課

イ 子育て家庭の孤立化の解消

現状と課題

- 子育て中の親の孤立化を防ぎ、子育ての不安を解消するため、自主的なサークル活動等を通して、子育て中の親同士の交流を促進する必要があります。
- 地域ぐるみで、子育て中の親の孤立化を防止するなどの子育て支援に取り組むため、愛育会など地域の子育て支援団体の活動を活性化する取り組みを進めるとともに、地域における子育て支援団体や子育てサークルを含めたネットワークづくりを促進する必要があります。
- 0歳から3歳児を家庭で育てる親の中には、核家族化の進行により相談相手も無く、自ら子育て情報の入手もせずに、子育ての不安感を抱き、孤立化する人もいます。
そのような親の不安感や孤立化防止のため、気軽に立ち寄り、親同士の交流を図るとともに、子育て情報の提供や相談援助を通して、子育ての喜びを感じられる場の整備を進める必要があります。

施策の方向

- 子育て中の親の孤立化を防ぎ、親同士がともに子育てに取り組む体制をつくるため、母親クラブや子育てサークルなどの活動を支援します。
- 地域における妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ運動などを通して、親の子育ての不安や孤立化を解消するため、愛育会など子育て支援団体の活動を支援します。
- 地域における子育て支援活動を促進するため、子育て支援を主な活動とする団体やNPO法人との連携を図るとともに、子育てサークルなども含めたネットワークづくりを推進します。
- 地域における生活に密着した子育て情報を、健診の場を活用したり、家庭を訪問して手渡し説明することにより、情報を進んで入手しない親へも情報を届ける活動を推進し交流の場に導くなど、子育てに関する不安感の解消や孤立化の防止を図ります。
- 子育て中の親子の交流の場の提供などを行う地域子育て支援拠点の整備を促進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を図るとともに、日常生活の中で気軽に立ち寄り、親子の交流をはじめ、子育て情報の入手や相談ができる「子育てハーモニーひろば」などを設置し、子育て中の親の孤立化の防止を図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
子育て支援団体等への支援								
母親クラブへの支援	地域において児童福祉の増進を図る母親クラブなどの活動に助成							児童家庭課
愛育会活動への支援(再掲)	妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動を中心に地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進する愛育会への助成							健康増進課
地域の子育て支援ネットワークの形成促進	地域のボランティアをネットワーク化(保育サポーター)し、保育所と協働して事業を実施する市町村への助成	☆	→					児童家庭課
子育て支援団体・子育てサークル等のネットワーク化の推進	子育て支援関係団体同士が連携した取り組み、ネットワーク化を推進	→	☆	→				児童家庭課
地域密着子育て情報の提供の促進(安心子ども基金事業)(再掲)	安心子ども基金を活用した地域密着の情報誌の作成、健診時における配布を通じた孤立化の防止を図る市町村への助成		☆					児童家庭課
親子の交流を図り、子育ての喜びを感じられる場の整備								
地域子育て支援拠点(児童館型)の設置(再掲)	民営の児童館等において親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(センター型)の設置(再掲)	育児不安解消のため相談指導などを行う場の設置促進							児童家庭課
地域子育て支援拠点(ひろば型)の設置(再掲)	子育て中の親子が相談・交流できる場の設置促進							児童家庭課
子育てハーモニーひろば事業	ショッピングセンター等の日常生活に密着した施設で様々な子育て支援サービスを提供	☆	→					児童家庭課

ウ 経済的負担の軽減

現状と課題

- 子育て中の親に対する希望調査などによると、子育てにかかる経済的負担の軽減への要望が高くなっており、子育てにかかる経済的負担は出産へのためらいの要因ともなっています。経済的不安感を解消するため、子育て家庭に対する経済的な支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の経済的な自立を促すため、経済的な負担を軽減する取り組みを行うことが必要です。
- 経済的な理由により、修学が困難な生徒に対する支援も必要です。
- 子どもにかかる医療費については、乳幼児医療費をはじめ、ひとり親家庭及び重度心身障害児の医療費において窓口無料化に取り組み、手続の簡便化を図りました。今後とも、病児の早期受診を図り、児童の健やかな成長を支援するため、子どもにかかる医療費の助成を行っていく必要があります。

施策の方向

- 次代を担う児童の健全育成を図るため、子育て家庭に対する「子ども手当」の円滑な支給の促進や、ひとり親家庭の生活の安定や経済的自立を支援するための児童扶養手当の支給などを行います。
- 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭に対して、商品の割引などのサービスを行う「やまなし子育て応援カード協賛企業」を増やすため、引き続き企業に対して参画を呼びかけます。
- 幼稚園に入園する際の家庭の所得状況に応じた経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の縮減や、勉学意欲があっても経済的な理由により修学が困難な高校生等に対する奨学金の貸付、授業料の減免などの支援を行います。
- 乳幼児のいる家庭をはじめ、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭及び重度の障害をもつ方がいる家庭における医療費負担の軽減を引き続き図ります。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
経済的負担の軽減								
子ども手当の円滑な支給の促進	中学校を卒業するまで、子ども一人あたり月額26,000円の子ども手当の円滑な支給の促進(平成22年度は13,000円)		☆					児童家庭課
児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭において児童育成のための経済的支援が必要な者に支給	→	○					児童家庭課
やまなし子育て応援カード	協賛企業を募り、県内18歳未満の子どもを3人以上もつ家庭に対して、商品の割引などのサービスを提供							児童家庭課
修学の奨励								
幼稚園就園奨励費補助制度	幼稚園に入園する際の経済的負担の軽減や公私立幼稚園間の保護者負担の是正を図る取り組みの促進							教・義務教育課
交通被災遺児への修学奨励	交通被災遺児の修学の奨励のための奨学金等の給付による経済的な援助と精神的支援							教・高校教育課
奨学金の貸付	経済的な理由により修学が困難な生徒へ奨学金等を貸与							教・高校教育課
高等学校授業料の無償化等	すべての高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校の授業料を不徴収にするとともに、私立高校生等に対して一定額(低所得世帯の生徒に対しては増額)を助成する高等学校等就学支援金交付事業を推進する		☆					私学文書課 教・高校教育課
私立高校授業料の減免	修学が困難な生徒の経済的負担を軽減するため、授業料の減免をする私立高校への助成	→	○					私学文書課
生活福祉資金の貸付金	経済的な理由により修学が困難な生徒への教育支援資金の貸付							福祉保健総務課
子どもの医療にかかる支援								
乳幼児医療費の助成	乳幼児の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
ひとり親家庭医療費の助成(再掲)	ひとり親家庭の医療費への支援を行う市町村への助成							児童家庭課
重度心身障害児医療費の助成	重度心身障害児の医療費への支援を行う市町村への助成							障害福祉課
小児慢性特定疾患医療費の給付	小児慢性特定疾患で入院や通院をする児童の医療費の給付							健康増進課
育成医療の給付	身体に障害のある児童が、生活能力を得るための医療の給付							健康増進課
養育医療の給付	未熟児に対し、養育に必要な医療の給付							健康増進課

(3) 児童の健全育成

現状と課題

- 核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化、テレビゲーム・インターネットの普及などにより、日常生活の中で大人と子どもや子ども同士がふれあう機会が少なくなっています。児童の健全育成を図るため、高齢者とのふれあいや子ども同士のふれあいの機会をつくる必要があります。
- 地域における青少年健全育成のため、青少年活動の活性化や青少年健全育成のネットワークの充実を図る必要があります。
- 児童に健全な遊び場を与え、その健康の増進や情操を豊かにする活動の拠点施設を整備し、児童の健全育成を図る必要があります。
- 都市化や情報化が進むなかで、子どもたちが森に入ったり、川で遊ぶ自然体験や生活体験などの機会が減少し、自然との関わりが希薄化しているため、自然とふれあう機会づくりを促進し、自然環境を大切にすることを育む必要があります。

施策の方向

- 子どもの健全な育成を図るため、地域における異年齢児との交流や高齢者が持つ豊かな知恵や伝統文化を次世代に伝える機会づくりなど、多様なふれあいを体験する機会を提供します。
- 様々な体験活動を通して、子どもたちの相互交流を深める機会を提供するとともに、農山村と都市の子どもたちの交流や親子を対象とした農業体験ができる施設整備を支援し、交流や農業体験を推進します。
- 地域で行う子ども健全育成事業への講師派遣や青少年活動にかかるイベント・研修などの様々な情報の提供を行い、青少年活動を支援します。
- 心身ともに健やかに成長できるよう、地域の遊び場であり活動拠点である児童館や児童センターの整備を支援します。
- 森林・林業体験活動等を通じて、児童生徒の緑を愛し大切にすることを育むため、学校林の環境整備やみどりの少年隊の育成等、子どもの森林を育てる体験活動、緑化活動を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
異年齢児・高齢者とのふれあい								
児童ふれあい交流の促進	中・高校生の居場所づくり、乳幼児への絵本の読み聞かせなどの事業実施を促進							児童家庭課
地域ぐるみ青少年育成活動支援事業	青少年育成山梨県民会議が行う青少年のための地域活動に助成 ・幼児の遊び場づくり ・有害環境浄化活動 ・親子のふれあい、青少年同士や異年齢児の交流促進							教・社会教育課
高齢者とのふれあい	長い人生経験から培われた知識や技能をもつ高齢者を「ことぶきマスター」として認定し、広く活用されるよう周知							長寿社会課
様々な体験活動を通じた人とのふれあい								
農山村における体験活動施設等の充実	中山間地域の振興を図るための総合的な整備のなかで、農山村と都市の子どもたちの相互交流の実施							農村振興課
夏休みふるさと子どもランドカーニバル	東京の子どもたちと自然体験を通して交流する活動への助成							教・社会教育課
青少年活動の支援								
青少年健全育成のための情報の提供	青少年活動に係る様々な情報の提供や、情報が容易に伝わるネットワークの充実							教・社会教育課
地域の青少年活動への指導者派遣	青少年育成山梨県民会議が地域の青少年活動の活性化のため、地域ぐるみでの多様な青少年活動を支援するための助成							教・社会教育課
子どもクラブ親睦球技大会	たくましく心豊かな少年を育成するための球技大会の開催							教・社会教育課
児童館の整備充実								
児童館の整備促進	児童館、児童センターを整備する市町村への助成							児童家庭課
森林を育てる体験活動、緑化活動の推進								
やまなしどんぐりクラブ(やまなし緑育推進事業)	子どもたちに森林や緑に親しんでもらうため、どんぐりを拾ってきた児童等の登録、会報の発行及び苗木の贈呈等							みどり自然課
学校林の活用	小・中学校における森林を活用した環境教育を推進するための学校林の活用の促進							みどり自然課
林業の活用(森の教室の開催)	森林・林業に対する理解を深めるため、小・中学校とその親などを対象に林業体験学習会を開催							森林環境総務課
子ども緑化活動の推進	緑の少年隊の育成、子ども樹木博士の認定、緑化関係コンクールの開催							みどり自然課

第2節 保育サービスの充実

子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保及び仕事と子育ての両立を図る観点から、保育サービスの充実を図ることが必要です。

保育所や幼稚園における保育体制の整備充実に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応したサービスの提供を進めます。

また、保育所保育指針などを踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めます。

(1) 保育の充実

現状と課題

- これまでの本県の待機児童数はゼロですが、今は働いていなくても、機会があれば子どもを預けて働きに出たいと考えている母親も相当数いると見られており、就業構造や家族形態の変化などを踏まえ、保護者からの多様なニーズに応じた保育所や幼稚園での保育体制の更なる整備充実に努める必要があります。
- 就業者に占める女性の比率は上昇傾向にあることから、産後休暇や育児休業終了後の3歳未満児の保育ニーズに対応していくとともに、休日就労やパート勤務など保護者の就業形態等に配慮した保育サービスの充実を図る必要があります。
- 認可保育所の補完的な役割を果たしている認可外保育施設について、適正な運営の確保などに向けた取り組みを促進していく必要があります。
- 保護者の幼児教育や保育に関するニーズに適切かつ柔軟に対応できる保育所と幼稚園が連携した施設の整備を促進する必要があります。

施策の方向

- 地域における子育て支援の拠点として、必要な保育ニーズに対応した保育所の整備を施設面も含めて促進します。また、今後も増加が予想される3歳未満児の保育ニーズに対応した保育所の取り組みを支援します。
- 保護者の勤務時間や通勤時間などに配慮した保育時間の確保に努め、1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育を促進します。また、幼児教育とともに同様の保育ニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育を促進します。
- 保護者の就労形態の多様化などにより、休日・夜間や一時的な保育ニーズに的確に対応した保育所の取り組みを促進します。
- 勤務時間が特殊で保育所の利用が困難な保健医療従事者のための病院内保育施設や、事業所内保育施設の設置・運営を支援するとともに、認可外保育施設の適正な運営を確保するための指導を実施します。
- 保護者からのニーズを適切に把握しながら、保育所と幼稚園の特性を生かした認定こども園の整備を進めます。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
保育所の整備								
保育所施設及び設備の整備	保育所の施設及び設備整備の促進							児童家庭課
通常保育の実施(3歳未満児)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳未満児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
通常保育の実施(3歳以上児)	保護者の委託を受け、保育に欠ける児童(3歳以上児)の保育を行う保育所への助成							児童家庭課
長時間保育の実施								
延長保育の実施	1日11時間を超えて保育所を開所する延長保育の促進							児童家庭課
幼稚園における預かり保育の促進	通常の教育時間終了後2時間以上預かり保育を実施する私立幼稚園への助成							私学文書課
夜間保育の実施	概ね午後10時まで開所する夜間保育所への助成							児童家庭課
様々な保育サービスの提供								
休日保育の実施	休日に保育を行う保育所への助成							児童家庭課
特定保育の実施	1週間の中で特定の日時のみの保育に対応する保育所への助成							児童家庭課
一時預かり事業の実施(再掲)	突発的に必要となる一時預かり事業の促進							児童家庭課
認可外保育施設への支援								
認可外保育施設への支援	認可外保育施設職員の健康診断への助成							児童家庭課
病院内保育施設の設置促進(再掲)	勤務時間が特殊であることから、地域の保育所の利用が困難な医療従事者のため、病院内において保育施設を設置・運営する事業に対し助成							医務課
事業所内保育施設設置事業(再掲)	事業所内に従業員等のために保育施設を設置することへの支援	○						労政雇用課
認定こども園の整備促進								
認定こども園の整備促進	保育と就学前の教育を一体として捉えた認定こども園の整備促進							児童家庭課

(2) 保育の質の向上

現状と課題

○ 保育内容の質を高める観点から、保育所における取り組みの充実・強化が一層求められており、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を確実に推進する必要があります。

※ 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラム」参照

○ 保育所が、保育サービスの質の向上を図るために、保育内容を充実するとともに自己評価や行政による監査に加えて、第三者の視点から客観的に評価する第三者評価を積極的に行うよう働きかけていく必要があります。

施策の方向

○ 「山梨県保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の確実な実施を図り、市町村における「アクションプログラム」の策定を指導するとともに、市町村による保育所の質の向上のための取り組みを促進します。

○ 保育の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士、放課後児童指導員等を対象とした研修会を実施します。

○ 保育所の自己評価を推進するとともに、監査指導を適正に執行し保育の質の向上を図ります。また、福祉サービスに対する第三者評価、特に保育所における第三者評価事業への取り組みを促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
保育所アクションプログラムの推進	「保育所保育指針」を踏まえ、保育実践の改善・向上、関係機関の連携、子どもの安全確保、職員の資質向上などを一体的・計画的に推進	☆						児童家庭課
幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の実施	保育所等における保育の質の向上のための研修会の実施							児童家庭課
福祉サービスに対する第三者評価事業の促進	第三者評価事業を山梨県内で推進していくための組織の整備と評価の促進							福祉保健総務課
第三者評価事業を行う保育所増加に向けた取り組み	第三者評価事業の保育所への普及促進							児童家庭課

山梨県版 保育所における質の向上のためのアクションプログラム

1 策定の経緯

平成20年3月28日に保育所保育指針の改定が行われ、厚生労働大臣告示がなされた。

保育の内容の質を高める観点から、保育所における取り組みの充実・強化がより一層もとめられており、国は「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、質の向上のための保育所の取り組みを支援している。

国のアクションプログラムの中には、自ら取り組む施策及び地方公共団体（都道府県及び市町村）が取り組むことが望まれる施策が掲げられており、本県においても国のアクションプログラムを踏まえ、本県の実情等を考慮したアクションプログラムを策定し、保育所の取り組みを支援することとする。

2 性格及び実施期間

本県のアクションプログラムは、やまなし子育て支援プラン後期計画の一部とし、実施期間は、平成22年度から平成26年度の5ヶ年とする。

3 構成

本県のアクションプログラムの構成は、国のアクションプログラムに準じたものに本県独自の内容を加えたものとする。

また、保育の実施主体は市町村であることから、本県が取り組む施策とともに、市町村が取り組むことが望まれる施策についても言及する。

4 具体的な施策

(1) 保育実践の改善・向上

【ねらい】

養護及び保育を一体的に行うという保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、その改善・向上が図られるようにする。

①自己評価の推進

県は、国が作成する保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを普及・啓発するとともに、自己評価に関する研修会を実施する。

市町村は、国が作成するガイドラインを積極的に活用し、公立保育所の自己評価をすることが望ましい。

②保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進

県は、保育関係団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の発表の場を設け、活用を図る。

市町村においても、保育関係団体等が行う保育実践上の課題に関する調査研究を支援するとともに、当該研究成果の活用を図ることが望ましい。

③情報技術の活用による業務の効率化

県は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化の推進を図る。

市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい。

④地域の関係機関等との連携

県は、保育所を核に地域を基盤とした子育て支援ネットワークづくりを推進する。

市町村は、地域の実情に応じ、保育所が、地域子育て拠点施設、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

(2) 子どもの健康及び安全の確保

【ねらい】

保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となるようにする。

①保健・衛生面の対応の明確化

県は、国が作成する保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを普及・啓発する。

市町村は、国が作成するガイドラインを踏まえた保育を実践することが望ましい。

②看護師等の専門的職員の確保の推進

県は、保育所が看護師等を配置するための財源確保を国の動向を見ながら検討していく。

③嘱託医の役割の明確化

県は、嘱託医の役割について、指導監査を通して指導していく。

④特別の支援を要する子どもの保育の充実

県は、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行う。

市町村においては、障害のある子どもをはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、保育所と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行うとともに、保育士加配のための財源の確保を図ることが望ましい。

⑤地域の関係機関等との連携

県は、要保護児童にかかる保育所と児童相談所の連携を促進する。

市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と積極的な連携及び協力を図ることができるよう、また、市町村保健師との連携が図れるよう、必要な支援を行うことが望ましい。

⑥食育の推進

県は、保育所給食の地産・地消の推進を図り、保育関係団体の食育研究を支援する。また、保育所へ栄養士を配置するための財源確保を国の動向を見ながら検討していく。

市町村は、保育所と食生活改善推進委員の連携を推進することが望ましい。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

【ねらい】

保育士等の資質や保育の専門性を高め、保育所において質の高い人材を確保する。

①保育所内外の研修の充実

県は、国が作成する保育所の職員に対する研修を体系化したガイドラインを参考にし、保育所の職員に対し、キャリアやスキルアップにつながる等の研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用できる体制を整えるなど研修体制の充実を図る。

市町村においても、県と同様に、研修体制の充実を図ることが望ましい。

②施設長の役割の強化

県は、施設長に対する研修内容の強化を図る。

(4) 保育を支える基盤の強化

【ねらい】

(1) から (3) に掲げる保育所の取り組みを支えるための保育環境の改善・充実が図られるよう、国及び地方公共団体による支援体制等を整備する。

①評価の充実

県は、国が作成する保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドライン及び福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの普及・啓発を図り、保育所が福祉サービスの第三者評価を積極的に行うよう支援する。

市町村においても、保育所が福祉サービスの第三者評価を積極的に行うよう支援することが望ましい。

②専門的な人材や地域の多様な人材の活用

県は、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実践等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう人材の確保や必要な調整など体制を整備する。

また、保育士資格の専門官の配置を検討する。

市町村においても、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や、地域において子育て支援に関わる多様な人材を活用して、地域の実践等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう人材の確保や必要な調整など体制を整備することが望ましい。

③保育環境の改善・充実のための財源の確保

県は、保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために必要な財源を確保する。

市町村においても、保育所における取り組みを支える保育環境を改善・充実するために必要な財源の確保並びに園舎の耐震化を促進することが望ましい。

第3節 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠、出産、子育てができるようにすることは、少子化対策を進めていく上で重要です。生涯を通じた健康の基礎部分を担う母子保健サービスは、子どもを健やかに育てるための基盤となるものです。

このため、妊娠、出産から育児まで、乳幼児の健やかな成長や健康の増進について指導助言を行うなど、親子の健康づくりを推進するとともに、安心して妊娠・出産できる体制の確保、周産期医療及び小児医療を充実するための体制づくりや保健、医療、福祉、教育が連携した思春期における心と身体健康づくりを推進します。

また、子どもを持ちたいのに子どもができない夫婦への支援や、子どもの心身の成長や人格の形成に大切な食育の推進を図ります。

(1) 母と子の健康づくり

現状と課題

- 妊娠すると精神的に不安になったり、妊娠高血圧症候群など体調に変化をきたすことも多く、様々な健康管理上の問題に直面することになります。このため、妊娠早期からの健康管理、妊娠・出産や育児に関する相談、家庭訪問体制の整備など、利用しやすいサービスを提供するための総合的・専門的な支援体制が求められています。
- 地域による子育て支援を推進するためには、地域の母子活動の充実が必要であり、愛育活動の担い手の確保や積極的な活動の推進などが求められています。

施策の方向

- 母と子が健康を保持・増進できるよう、母子保健関係者の研修会を開催するとともに、各種母子保健サービスや母子保健情報などについての評価・検討を行い、母子保健サービスの向上に努めます。
- 乳幼児の異常を早期発見することや子育て支援のため、妊婦も含めた母と子を対象とした健康相談などの育児等健康支援活動を促進するとともに、市町村が行う訪問体制の整備など母子保健の充実に向けた取り組みを促進します。
- 乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、市町村が行う健康診査等との連携を図りながら、医師や保健師などによる専門的な支援を行います。
- 地域の子育てを支援する声かけ運動や3世代交流への取り組みなどの愛育会活動を促進します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
母子保健活動の推進								
母子保健サービス向上のための取り組み	母子保健評価運営委員会の開催、母子保健推進会議の開催							健康増進課
母子保健研修会等	母子保健関係者の研修等、関係機関との連絡調整、事例研究							健康増進課
母子の健康管理等への支援								
妊娠、出産に関する知識の普及	母親学級、両親学級を開催する市町村への支援							健康増進課
妊婦健診の充実	妊婦健診の受診率を高めるため、市町村が実施する妊婦健診事業へ助成							健康増進課
先天性代謝異常検査の実施	新生児の先天性代謝異常児の早期発見							健康増進課
母子保健情報の提供	母子保健ライブラリーの開設による情報の提供							健康増進課
女性健康相談センターの運営	女性が健康状態に応じた確に自己管理を行い、女性特有の疾患の予防等のための情報提供等を行い、女性の健康保持増進を図る							健康増進課
乳幼児の健やかな発達への支援								
遺伝等母子保健専門相談の実施	遺伝等に関する専門相談							健康増進課
育児等健康支援事業の実施	相談による育児不安の解消や授乳方法の実習など妊婦や母親へ働きかけをする事業の促進							健康増進課
長期療養児等療育相談事業	慢性疾患児への適切な療育指導やピアカウンセリング等の実施							健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を対象に保健師等が訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る	○						健康増進課
養育支援訪問事業(再掲)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行う	○						健康増進課
母子保健地域組織(愛育会)の強化								
愛育会活動への支援	妊婦や乳幼児のいる家庭への声かけ活動を中心に地域全体で子育てを支援する土壌づくりを推進する愛育会への助成							健康増進課
休会地区等の愛育会活動の普及	活動強化のための班員研修などを実施する愛育会への助成							健康増進課
愛育会への事業委託	乳幼児健診や予防接種等の未受診児家庭への声かけ、ふれあい交流事業など家庭の養育力を強化							健康増進課

(2) 周産期医療・小児医療等の充実

現状と課題

- 産科の勤務医は、昼夜を問わない過酷な勤務を強いられることなどから、全国的に医師不足を招いています。妊婦が安心して分娩できる体制をしっかりと確保することが求められています。
- 本県の周産期死亡率は、全国的にも優れた数字で推移していますが、引き続き総合的な対策を進めていく必要があります。
- 核家族化の進行や共働き家庭の増加に伴う休日や夜間における小児救急患者の増加に対応するため、小児救急医療体制の確保が必要です。
- 家庭で発生する病気やけがの処置が分からず、不安になる保護者に対して、医療に関する情報を提供する必要があります。

施策の方向

- 妊婦が安心して出産できる体制をしっかりと確保するため、産科医の確保、助産師の活用、分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応などの取り組みを進めていきます。
- ハイリスクな母体及び新生児に対して高度で専門的な医療を迅速に提供するため、総合周産期母子医療センターの充実を図るとともに、周産期救急搬送体制を確保します。
- 子どもの健やかな成長を支援し、県民が安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するため、小児救急医療体制の円滑な運営に努めます。
- 家庭で病気やけがの発生を予防するとともに、育児不安の軽減を図るため、保護者などへ医療に関する情報提供を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
安心して分娩できる体制づくり								
医師修学資金貸与事業	将来、山梨県内の公立病院等の医師として従事しようとする医学生等に対して、修学資金を給付							医務課
産科選択医師への奨励金の交付	県内病院における産科後期研修プログラムにより後期研修を受けている医師に奨励金を交付							医務課
分娩手当を支給する医療機関等への支援	分娩手当を支給する医療機関等に対して補助金を交付	☆						医務課
助産師外来の導入促進	山梨大学に地域周産期等医療学講座を設置し、助産師外来の導入・運用等に関する研究を行う							医務課
分娩の取り扱いを中止した医療機関のある地域への対応	分娩を取り止めた地域の病院において、妊婦健診を受けられるようにするとともに、助産師である産科相談員がきめ細かい保健指導を実施							医務課
周産期医療の充実								
総合周産期母子医療センター	ハイリスク妊婦及びハイリスク新生児に対応するため、高度な診療機能と医療設備を備え24時間体制で運営							医務課
周産期救急搬送体制の確保	周産期医療機関における受入体制などを確保し専門的な医療を迅速に提供							医務課
未熟児の搬送確保	より専門的な医療が必要な未熟児を養育医療指定医療機関に救急車で搬送するため、未熟児搬送用保育器を医療圏に配置し、搬送体制を確保							健康増進課
小児科医療の充実								
小児初期救急医療センターの運営支援	休日夜間における小児救急医療を行うため小児初期救急医療センターの運営等へ助成							医務課
二次救急医療体制の整備	小児二次救急医療体制としての病院群輪番制への助成							医務課
小児医療給付による支援	養育医療、自立支援(育成医療)、小児慢性特定疾患等の小児医療給付及び訪問等による個別の相談や情報提供等の支援							健康増進課
医療情報の提供・相談								
保護者等に対する情報提供	子どもの病気やけがの発生予防、応急対応知識の普及のためのホームページなどによる情報の提供							医務課
小児救急電話相談	小児救急に精通した看護師等による子どもの病気に関する電話相談							医務課

(3) 思春期における健康づくり

現状と課題

- 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大等の問題に対応するため、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 薬物の乱用は、健康上の問題だけではなく犯罪の誘因にもなります。また、喫煙経験を持つ小学生、習慣的喫煙者となっている中学生や高校生もおり、子どもを喫煙から守る防煙教育への取り組みも重要です。
- 児童生徒が、生活習慣や健康に関する正しい知識を身につけるとともに、自己肯定感を高めることは、将来にわたり健康に過ごすうえで大切です。精神発達途上にある青少年を取り巻く社会環境の変化は著しく、思春期における精神不安などから、社会環境に適応できない者が増加しているため、心の健康づくりが課題となっています。
- 子どもの心の問題（児童虐待や発達障害など）が複雑・困難化し、児童相談所等への相談件数が増加していますが、児童思春期精神科医療相談体制が十分に整備されておらず、専門医療機関における受診待ちが長期化しています。

施策の方向

- エイズなどの性感染症を予防するため、児童生徒への性に関する正しい知識の教育啓発をします。
- 子どもの薬物乱用や喫煙を防止するため、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の弊害や喫煙が身体に及ぼす影響について、正しい知識の普及と教育の充実に努めます。
- 生涯にわたり健康に過ごすため、児童生徒が正しい生活習慣や健康に関する知識などを身につけるための取り組みを進めます。
- 子どもの心の問題に対応するため、児童精神科医等の専門スタッフが診療、相談、支援等を行う「子どもメンタルケアセンター」を整備するなど、子どもの心の健康対策を推進します。
- 児童思春期精神科医療の強化拡充を行うとともに、医療・保健・福祉など関係者の資質向上を図り、連携して心に問題を抱えた児童に適切な医療や相談支援を行います。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
感染症等の予防対策								
エイズ及び性感染症知識啓発普及講習会等の開催	エイズ及び性感染症に関する知識の普及、学校における講習会の実施等							健康増進課
エイズ・薬物乱用防止教育研修会	エイズ・薬物乱用防止にかかる指導方法の研修							教・スポーツ健康課
薬物乱用や喫煙防止への取り組み								
薬物乱用防止への取り組み	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の展開							衛生薬務課
薬物乱用防止教室の開催推進	学校における薬物乱用防止教室の開催							教・スポーツ健康課
受動喫煙防止の推進	・禁煙分煙推進事業 ・マスメディア、チラシ、ポスター等を活用した普及							健康増進課
防煙教育の推進	・保健所による健康出前講座の実施 ・喫煙防止推進事業 ・市町村や教育の関係者との会議							健康増進課
妊産婦等へのたばこの害に関する知識の普及	・マスメディア、チラシ、ポスター等を活用した普及 ・市町村事業との連携による普及							健康増進課
思春期における心の健康づくりへの対応								
児童生徒の健康問題等への対応	専門医等による児童生徒の健康相談等							教・スポーツ健康課
思春期コンサルタントの実施	思春期に関する特定相談窓口の開催							精神保健福祉センター
思春期問題ワークショップの開催	養護教諭、教員等の研修							精神保健福祉センター
発達障害者サポーターの養成・派遣	引きこもり状態にある発達障害者やその家族に対し、生活上の助言・支援が受けられるよう、発達障害者サポーターを養成し、派遣							障害福祉課
思春期体験学習の推進	赤ちゃん抱っこ体験や妊婦疑似体験等を通して、命の大切さや自分を大切にすることについて学習							健康増進課
スクールカウンセラーの配置・派遣（再掲）	いじめ・不登校を解決するための専門相談員の配置・派遣							教・義務教育課 教・高校教育課
子どもメンタルケアセンターの設置	子どもの心の診療や発達障害に関する最も先進的な医療の実施等を行う機関の設置・相談支援体制の充実				☆			児童家庭課
子どもの心の診療支援事業	児童思春期精神科医療の強化拡充を図るとともに、心の問題を抱えた児童に適切な医療を提供できる診療・相談支援体制を構築 子どもメンタルクリニックの充実	☆	→					障害福祉課

(4) 不妊治療に対する支援

現状と課題

- 不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われており、県内では約2,000組の夫婦が不妊治療を受けていると推定されています。不妊検査や治療への不安、医療機関の情報の不足など、不妊に悩む夫婦などへの適切な情報提供と相談に対する適切な対応が求められています。
- 不妊治療は経済的負担が大きいため、その経費の軽減を図ることが必要です。

施策の方向

- 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じて、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への取り組みを支援します。
- 体外受精などの不妊治療に要する経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。

具体的な施策

事業名	事業内容	実施年度(☆新規○見直し・改正)						担当課
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	
不妊相談センターの運営	専門医師や心理職員による不妊に関する相談							健康増進課
不妊に関する情報提供	不妊相談センターのホームページやパンフレットの配布による不妊に関する情報の提供							健康増進課
不妊治療への助成	体外受精や顕微授精の不妊治療に要した経費への助成							健康増進課

(5) 食育の推進

現状と課題

- 県民一人ひとりが、「食」についての意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の活動への理解を深めるとともに、「食」に関する情報に基づく適切な判断能力を身に付け、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが求められています。
- 「食」の大切さに対する意識の希薄化により、健全な食生活が失われつつあり、栄養の偏りや食習慣の乱れ、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が生じています。子どもの心身の健全な成長や発達のため、食育推進の取り組みが求められています。
- 「食」に関わる健康問題や食の安全への関心が高まっており、関係機関が連携して「食」についての理解を深める取り組みが必要となっています。

施策の方向

- 家庭、学校、保育所、地域など社会の様々な分野の関係者が連携を図り、「食育」を県民運動として推進します。
- 子どもの食生活改善と「食」を通じた心の健全育成を図るため、家族の団らんの大切さや食事の楽しさを学ぶ取り組みを推進します。
- 生活のリズムの向上を図るとともに、気力・体力の低下を防ぎ健康的な一日を過ごすため、朝食を欠食する児童を減らす取り組みを推進します。
- 学校や保育所の給食において望ましい食生活の形成や栄養バランスなどに関する健康教育などの取り組みを推進します。
- 子どもたちの「食」に対する感謝の気持ちを醸成するため、農産物の生産体験や親子料理教室の開催、学校給食への地元農林畜水産物の使用などの取り組みを推進します。